

自転車通学の申し込み

自転車通学をする学生は大学の許可が必要です。以下の申込期間に申請書類を提出の上、「自転車通学許可シール」の交付を受けてください。

兵庫県下では 2015 年より自転車保険（賠償）加入が義務化されています。すでにご家庭で加入している保険で補償されている場合（自動車保険の特約、TS マーク付帯保険等）がありますので、ご確認ください。未加入の方は、各自で加入してください。

また、2023 年より年齢を問わず全ての利用者にヘルメット着用が努力義務化され、2026 年 4 月 1 日からは、16 歳以上を対象に青切符が導入されます。自転車乗車時のスマホ使用や信号無視等に反則金が課せられます。詳細は、以下の QR からご確認ください。

自転車保険（賠償）加入義務化について



ヘルメット着用の努力義務化について



自転車の青切符導入について



1. 申込期間：4月1日（水）～4月17日（金）

2. 申請受付：学生課

3. 申請書類：①自転車通学許可願

※学生課窓口で配布

※防犯登録番号の記入が必要です

②保険加入が確認できるもののコピー

自転車事故が補償される保険の例

- ◎事故の相手方に補償する個人賠償責任保険と本人がけがをした場合に支払われる傷害保険がセットになった保険又は共済、個人賠償責任保険のみの保険
- ◎すでに加入されている車・火災・傷害保険等の特約で契約することができる、自転車事故が補償される保険
- ◎学校を通じて案内がある P T A 協議会等で取り扱っている総合保険
- ◎自転車販売店で加入できる保険
 - ・自転車販売店で新車購入時や定期点検時に入ることができる T S マーク付帯保険 など

〈TSマーク付帯保険〉



※このように様々な保険がありますので、すでに加入されているかもしれません。

ご加入の保険を今一度ご確認ください。

※保険の内容・加入方法等について、詳しくは保険を取り扱っている機関にご確認ください。